

生駒市規則第 8 号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成 24 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表一般事務の項中「6, 560円」を「市長が定める勤務時間に応じ、6, 560円又は5, 930円」に改め、同表市民課窓口事務の項中「市民課窓口事務」を「窓口事務」に、「7, 030円」を「市長が定める勤務時間に応じ、7, 030円又は6, 350円」に改め、同表保育士の項中「178, 200円以上191, 700円以下」を「179, 200円以上192, 700円以下」に改め、同表保育園調理員の項中「135, 600円以上144, 300円以下」を「136, 500円以上145, 200円以下」に改め、同表保育園調理補助の項中「134, 000円以上136, 900円以下」を「134, 900円以上137, 800円以下」に改め、同表保育園用務員の項中「89, 100円以上137, 200円以下」を「89, 700円以上138, 100円以下」に改め、同表清掃技能員の項中「148, 400円」を「149, 400円」に改め、同表幼稚園講師の項中「178, 200円以上191, 700円以下」を「179, 200円以上192, 700円以下」に改め、同表小・中学校講師の項中「182, 208円」を「183, 872円」に改め、同表司書の項中「6, 720円」を「市長が定める勤務時間に応じ、6, 720円又は6, 280円」に改め、同表司書補助の項中「6, 560円」を「市長が定める勤務時間に応

じ、6,560円又は6,140円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。